

指導監査課／事務所

指導監査課及び事務所は、保険医療機関等からの各種届出の受付・処理や保険医療機関等への指導監査を行っています。また、東海北陸地方社会保険医療協議会部会の運営を行い、保険医療機関等の指定業務を行っています。

「指導監査課」は愛知県を管轄し、「事務所」は富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県の各県内に設置され、それぞれの県域を管轄しています。

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定について

(1) 概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行っています。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医及び保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師の登録を行っています。

ア 保険医療機関等の指定

医療機関又は薬局が健康保険法等の公的医療保険の療養の給付の取扱いを行うためには、厚生労働大臣の指定を受けることになります。

この指定を受けた医療機関を保険医療機関、薬局を保険薬局といいます。地方厚生局が健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局の指定を行おうとする場合は、地方社会保険医療協議会に諮問しなければならないこととされています。

イ 保険医等の登録

保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（「保険医」という。）又は薬剤師（「保険薬剤師」という。）でなければならないとされています。

ウ 指定訪問看護事業者の指定

訪問看護事業者が健康保険法に基づく訪問看護事業を行うためには、厚生労働大臣による指定訪問看護事業者の指定を受ける必要があります。

(2) 対象

- ア 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医療機関及び薬局
- イ 保険診療又は保険調剤を行っている（行おうとする）医師、歯科医師及び薬剤師
- ウ 健康保険法による訪問看護事業を行っている（行おうとする）訪問看護事業者

(3) 実績

令和4年度の保険医療機関等の指定状況は、次のとおりです。

（単位：機関）

県名		医科	歯科	薬局	指定訪問看護事業所
富山県	指定	20	14	25	14
	更新	167	102	60	
石川県	指定	26	16	43	13
	更新	170	102	66	
岐阜県	指定	41	29	50	37
	更新	326	241	151	
静岡県	指定	72	59	116	28
	更新	485	391	265	
愛知県	指定	235	141	236	153
	更新	994	835	498	
三重県	指定	33	19	50	24
	更新	304	185	111	
管内計	指定	427	278	520	269
	更新	2,446	1,856	1,151	

2. 施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等の届出等について

(1) 概要

ア 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関及び保険薬局等からの届出について、審査、受理等を行っています。

イ 施設基準等の届出を受理した保険医療機関及び保険薬局を対象として、施設基準等の適合確認のための調査を行っています。（適時調査）

(2) 実績

適時調査の実施状況は、次のとおりです。

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	58	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	58	0	0
静岡県	医科	61	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	61	0	0
石川県	医科	69	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	69	0	0
愛知県	医科	87	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	1	0	0
	計	88	0	0
岐阜県	医科	55	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	0	0	0
	計	56	0	0
三重県	医科	60	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	計	60	0	0
管内計	医科	390	0	0
	歯科	1	0	0
	薬局	1	0	0
	計	392	0	0

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和2年度は適時調査を中止、令和3年度は自己点検としました。)

3. 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師及び指定訪問看護事業者等に対する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療等の取扱い、診療報酬等の請求方法並びに保険医療の事務取扱等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

集団指導は、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 集団的個別指導

集団的個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して講習等の方式により行います。

(ウ) 個別指導及び新規個別指導

個別指導及び新規個別指導は、指導対象となる保険医療機関等に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

保険医療機関等の行う療養の給付が、法令の規定に従って適正に実施されているか、診療報酬等の請求が適正であるかなどを確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査等の実績は、次のとおりです。

ア 集団指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	114	66	68
	歯科	40	44	36
	薬局	60	87	88
	指定訪問看護事業所	2	10	6
	計	216	207	198

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	243	288	408
	歯科	151	139	278
	薬局	256	299	269
	指定訪問看護事業所	0	46	33
	計	650	772	988

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	89	78	88
	歯科	43	46	51
	薬局	79	83	105
	指定訪問看護事業所	10	11	12
	計	221	218	256

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	529	663	659
	歯科	311	337	482
	薬局	428	679	502
	指定訪問看護事業所	91	101	106
	計	1,359	1,780	1,749

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	148	132	133
	歯科	118	95	85
	薬局	160	172	132
	指定訪問看護事業所	22	24	27
	計	448	423	377

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	166	136	105
	歯科	17	131	42
	薬局	120	139	84
	指定訪問看護事業所	10	22	24
	計	313	428	255

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	1,289	1,363	1,461
	歯科	680	792	974
	薬局	1,103	1,459	1,180
	指定訪問看護事業所	135	214	208
	計	3,207	3,828	3,823

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、資料配付による実施としました。)

イ 集团的個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	26	0	0
	歯科	30	0	0
	薬局	33	0	0
	計	89	0	0
静岡県	医科	105	0	0
	歯科	97	0	0
	薬局	135	0	0
	計	337	0	0
石川県	医科	28	0	0
	歯科	29	0	0
	薬局	40	0	0
	計	97	0	0
愛知県	医科	225	0	0
	歯科	245	0	0
	薬局	242	0	0
	計	712	0	0
岐阜県	医科	40	0	0
	歯科	48	0	0
	薬局	75	0	0
	計	163	0	0
三重県	医科	51	0	0
	歯科	48	0	0
	薬局	61	0	0
	計	160	0	0
管内計	医科	475	0	0
	歯科	497	0	0
	薬局	586	0	0
	計	1,558	0	0

(新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、令和2年度及び令和3年度は実施しませんでした。)

ウ 個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	28	13	6
	歯科	18	19	10
	薬局	16	17	4
	指定訪問看護事業所	0	1	0
	計	62	50	20

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	41	26	17
	歯科	58	21	6
	薬局	54	31	13
	指定訪問看護事業所	0	0	1
	計	153	78	37

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	19	16	1
	歯科	9	13	1
	薬局	20	18	6
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	48	47	8

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	59	19	25
	歯科	75	23	25
	薬局	105	39	26
	指定訪問看護事業所	2	0	0
	計	241	81	76

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	41	21	19
	歯科	30	9	5
	薬局	36	24	16
	指定訪問看護事業所	0	1	1
	計	107	55	41

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	17	10	2
	歯科	27	11	4
	薬局	29	19	7
	指定訪問看護事業所	0	0	0
	計	73	40	13

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	205	105	70
	歯科	217	96	51
	薬局	260	148	72
	指定訪問看護事業所	2	2	2
	計	684	351	195

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令等により、実施できない期間があったことから、実施件数が減少しています。)

工 新規個別指導

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	15	15	12
	歯科	6	7	7
	薬局	15	13	27
	計	36	35	46

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	51	37	53
	歯科	32	32	40
	薬局	64	65	66
	計	147	134	159

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	15	10	12
	歯科	9	5	8
	薬局	19	14	31
	計	43	29	51

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	136	67	136
	歯科	88	51	85
	薬局	142	42	169
	計	366	160	390

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	24	19	27
	歯科	23	22	19
	薬局	31	45	43
	計	78	86	89

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	21	18	27
	歯科	17	6	16
	薬局	28	24	34
	計	66	48	77

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	262	166	267
	歯科	175	123	175
	薬局	299	203	370
	計	736	492	812

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令等により、実施できない期間があったことから、実施件数が減少しています。)

才 監査

(単位：機関)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	1	1	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	医科	1	2	1
	歯科	0	0	0
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	2	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	医科	1	0	0
	歯科	0	1	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	医科	0	0	0
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	0
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	0	0	1

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	医科	1	1	1
	歯科	0	0	1
	薬局	0	0	1
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	1	1	3

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	医科	3	3	2
	歯科	0	1	3
	薬局	1	1	1
	指定訪問 看護事業 所	0	0	0
	計	4	5	6

4. 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録及び承諾について

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する柔道整復師からの届出・申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの登録及び承諾状況

(令和5年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	柔道整復師 (単位：人)
富山県	515	509
石川県	442	437
岐阜県	816	810
静岡県	1,105	1,099
愛知県	2,398	2,369
三重県	433	428
管内計	5,709	5,652

5. 柔道整復師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」等に定められている柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任取扱い、療養費の請求事務等に関する適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を登録・承諾した柔道整復師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となる柔道整復師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	集団指導	7	10	3
	個別指導	1	0	0
	計	8	10	3
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	集団指導	63	82	65
	個別指導	2	4	1
	計	65	86	66
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	集団指導	4	14	10
	個別指導	0	0	0
	計	4	14	10
	監査	0	1	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	集団指導	168	111	101
	個別指導	4	1	2
	計	172	112	103
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	集団指導	43	39	28
	個別指導	1	0	1
	計	44	39	29
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	集団指導	0	36	23
	個別指導	0	0	0
	計	0	36	23
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	集団指導	285	292	230
	個別指導	8	5	4
	計	293	297	234
	監査	0	1	0

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

6. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いの承諾について

(1) 概要

平成31年1月から、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る受領委任の取扱いが開始されることになりました。

この受領委任の取扱い等に関するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師からの申出について、審査等を行っています。

(2) 受領委任の取扱いの承諾状況

(令和5年3月31日現在)

県名	施術所数 (単位数：機関)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師 (単位：人)
富山県	172	169
石川県	178	175
岐阜県	474	455
静岡県	870	848
愛知県	2,335	2,289
三重県	323	321
管内計	4,352	4,257

7. はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費に関する指導、監査について

(1) 概要

ア 指導

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」等に定められている受領委任の取扱い等を周知徹底し、療養費の受領委任の取扱い、療養費の請求事務等に関する質的向上及び適正化を図ることを目的として指導を行っています。

(ア) 集団指導

受領委任の取扱い等を承諾したはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師を対象として、一定の場所に集めて講習等の方式により行います。

(イ) 個別指導

個別指導は、指導対象となるはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師に対して個別に面接懇談方式により行います。

イ 監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求するはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師等に対して、一定のルールに基づいた施術や療養費の請求等が実際に行われているか確認することを目的として監査を行っています。

(2) 実績

指導及び監査の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
富山県	集団指導	0	160	11
	個別指導	0	0	0
	計	0	160	11
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
静岡県	集団指導	462	422	49
	個別指導	0	0	0
	計	462	422	49
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
石川県	集団指導	103	63	14
	個別指導	0	0	0
	計	103	63	14
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
愛知県	集団指導	1,391	658	379
	個別指導	0	0	0
	計	1,391	658	379
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
岐阜県	集団指導	277	164	49
	個別指導	0	0	0
	計	277	164	49
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
三重県	集団指導	205	112	42
	個別指導	0	0	0
	計	205	112	42
	監査	0	0	0

県名		令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内計	集団指導	2,438	1,579	544
	個別指導	0	0	0
	計	2,438	1,579	544
	監査	0	0	0

(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を踏まえ、集団指導については資料配付による実施としました。)

8. 地方社会保険医療協議会部会の運営について

(1) 概要

東海北陸地方社会保険医療協議会議事規則に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、東海北陸地方社会保険医療協議会の部会を管内県域ごとに設置しており、指導監査課及び事務所ではその庶務を行っています。

(2) 実績

県域ごとに毎月1回部会を開催しています。